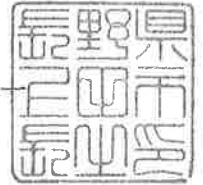


関係 各位

上田市長 母袋 創
(商工観光部商工課)



上田市工場立地法準則条例の制定による緑地面積率等の緩和について（通知）

時下、ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、市政発展に対しまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今まで工場立地法及び同法施行令等関係法令等により、敷地面積 9,000㎡以上または建築面積 3,000㎡以上の工場（特定工場）は、周辺環境との調和を図るため、工場敷地面積のうち 25%以上の緑地を含む環境施設面積と 20%以上の緑地面積を確保することが義務付けられておりました。

また、工場立地法第 4 条の 2 第 2 項では、地域の実情に応じて、国が定める基準の範囲内において工場敷地内の緑地面積率等を市が条例によって緩和することができ、市内特定工場からも緩和要望が多数寄せられていました。

そこで市では、その工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき上田市工場立地法準則条例を定め、下記のとおり緑地面積率等の緩和を行い、平成 27 年 10 月 1 日から施行しましたので関係者の皆様に御通知申し上げます。

なお、届出が必要な工場や届出内容等につきましては、裏面を御参照ください。御不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせをお願いします。

記

1 条例制定前と制定後の緑地面積率、緑地を含む環境施設面積率

区分 (都市計画用途区域)	緑地面積率	緑地を含む 環境施設面積率
全 域	20%以上	25%以上

↓ 条例制定後

区分 (都市計画用途区域)	緑地面積率	緑地を含む 環境施設面積率
第 2 種区域(準工業地域)	10%以上	15%以上
第 3 種区域(工業・工業専用地)		
第 4 種区域(用途地域外・都市計画区域外)		

上田市商工観光部商工課 担当：尾島、西川
電話：0268-23-5395

工場立地法の届出について

1 届出対象工場（特定工場）

- (1)業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
- (2)規模：敷地面積 9,000 平方メートル以上または建築面積 3,000 平方メートル以上

2 面積基準

- (1)生産施設面積：敷地面積の 30～75%（業種により異なります。）
- (2)緑地面積：敷地面積の 10%以上（ただし、住居・商業地域は、20%以上。）
- (3)環境施設面積：敷地面積の 15%以上（ただし、住居・商業地域は、25%以上。環境施設面積には、緑地面積を含めることができます。）

3 届出時期

特定工場を新設または変更しようとする場合は、着工日の 90 日前までに届出をしてください。なお、実施制限期間の短縮申請により、着工日の 30 日前とすることができる場合があります。特定工場の新設または変更以外の届出は、事由が生じた場合に遅滞なく届け出てください。

4 届出の要否

(1)届出が必要となるもの

- ア 特定工場を新設する場合（敷地面積または建築面積の増加により特定工場となる場合も含みます。）
- イ 敷地面積を変更する場合
- ウ 生産施設を増設する場合
- エ 生産施設のスクラップアンドビルドを実施する場合
- オ 緑地、環境施設を減少する場合
- カ 緑地、環境施設を配置替えする場合
- キ 業種を変更する場合
- ク 特定工場の氏名または名称及び住所を変更した場合
- ケ 売買、合併等により地位の承継を実施した場合
- コ 特定工場を廃止する場合

(2)届出が必要ないもの（次回の届出の際に併せて届け出てください。）

- ア 代表者が変更した場合
- イ 生産施設に変更のない建築面積を変更する場合（例：倉庫の新設）
- ウ 修繕による生産施設面積の変更で、増加する面積が 30 平方メートル未満の場合
- エ 生産施設を減少する場合
- オ 緑地、環境施設を増加する場合

5 届出先 上田市役所商工課産業企画係